

「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

| No. | コメント | 金融庁の考え方 |
|--|--|--|
| 主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-8-2(2) 中小・地域金融機関向け総合的な監督指針Ⅱ-3-5-2(2) | | |
| 1 | 本人認証について、改正案で示された可変式パスワードや電子証明書は例示であり、「自らの顧客や業務の特性に応じた対策」を取ることを排除するものではないことを確認したい。 | 御理解のとおりです。 なお、インターネットバンキングにおけるセキュリティの確保に関しては、個々の本人認証方式の強度を検証した上で、顧客属性や取引のリスクに見合った認証方式を選択する必要があると考えています。 |
| 主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ-2(1) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-5 | | |
| 2 | 改正案では、アームズレングスルールに抵触する銀行の禁止行為として、賃料・手数料減免など具体的な行為が例示されているが、これらの行為は常にアームズレングスルールに抵触するものではなく、また常に内閣総理大臣の承認が必要となるものでもないという理解でよいか。法令上は、あくまでも、特定関係者と同様の相手方と同種・同量の取引を同様の状況下で行った場合の取引条件との比較等によりアームズレングスルールへの抵触の有無を判断することとされており、内閣総理大臣の承認が必要となるのは当該比較等の結果として禁止対象とされた行為をなお行う必要がある場合と解されるがいかかがか。 | 御理解のとおりです。趣旨を明確化するため、記載を修正させていただきます。 |
| 3 | 改正案で例示されている①～④の取引または行為であっても、銀行法施行規則第14条の10または第14条の11に規定する取引または行為に該当しないことが、銀行において判断できた場合には、銀行法第13条の2ただし書および同法施行規則第14条の8にもとづく内閣総理大臣の承認は不要であるという理解でよいか。また、そのような理解でよいのであれば、改正案のような「原則として…該当する」という表現では、①～④として例示された取引または行為が、すべから内閣総理大臣の承認を要するように読めることから、誤解のない規定振りとするよう再考願いたい。 | 御理解のとおりです。趣旨を明確化するため、記載を修正させていただきます。 |

| No. | コメント | 金融庁の考え方 |
|-----|--|---|
| 4 | <p>手数料減免については、特定関係者以外の者に対して、業務量等に応じて、減免した手数料水準を適用している場合において、特定関係者に対しても同様に、業務量等に応じて減免した手数料水準を適用することについては、銀行経営の健全性を損なう懸念はなく、銀行法第13条の2ただし書および同法施行規則第14条の8にもとづく内閣総理大臣の承認は不要であるという理解でよい。</p> | |
| 5 | <p>アームズ・レンジス・ルールに抵触する可能性のある取引として、「賃料・手数料減免」が掲げられているが、グループ会社に賃借している不動産について、賃料相場が立たない、あるいは借手がない等の理由で、些少の賃借料を徴収し使用させているような場合には、経営支援目的でなければ同ルールに抵触しないという理解で良いか。</p> | <p>総合的に評価した上で当該取引が、通常の条件に照らし当該銀行に不利益を与えるものではないと認められる場合には、アームズ・レンジス・ルールに抵触しないものと考えられます。いずれにしても、個別具体的な事案に即して、金融機関において、承認の必要性を適時的確に検討する必要があります。</p> |
| 6 | <p>アームズ・レンジス・ルールに抵触する可能性のある取引として、「金利減免・支払猶予」が掲げられているが、経営支援目的ではなく、他の金融機関との競争上の観点から金利を優遇しているような場合、すなわち、グループ会社に対する融資が貸出条件緩和債権に該当するような取引ではない場合には、同ルールに抵触しないという理解で良いか。</p> | |
| 7 | <p>特定関係者が一時的に債務超過となっても、将来収益が合理的に期待でき、DDM手法等一般的に使用される株式価値算定の結果、株式価値が認められる場合は、当該株式価値にもとづき、増資引受等を通じて当該株式を取得することは、銀行(または銀行持株会社)にとって、経営の健全性を損なうことにはならないと考える。このような場合は、銀行法第13条の2ただし書きおよび同法施行規則第14条の8にもとづく内閣総理大臣の承認は不要との理解でよい。</p> | <p>総合的に評価した上で当該取引が、通常の条件に照らし当該銀行に不利益を与えるものではないと認められる場合には、アームズ・レンジス・ルールに抵触しないものと考えられます。なお、増資後、繰越欠損金が解消されるまでは配当が見込まれないことが明らかである場合や出資相当額について相当の減額をし、評価差額は当期損失として処理しなければならない場合などには、アームズ・レンジス・ルールに抵触する可能性があるものと考えられます。いずれにしても、個別具体的な事案に即して、金融機関において、承認の必要性を適時的確に検討する必要があります。</p> |
| 8 | <p>アームズ・レンジス・ルールに抵触する可能性のある取引として、「賃料・手数料減免」が掲げられているが、例えば、親会社が所有する不動産を相場の賃料よりもかなり低い賃料で子会社に賃貸する等、税務上寄付金と認定されるような取引を行った場合が同ルールに抵触するという理解で良いか。</p> | <p>例示されたケースにおいては、御理解のとおりと考えられます。いずれにしても、個別具体的な事案に即して、金融機関において、承認の必要性を適時的確に検討する必要があります。</p> |

| No. | コメント | 金融庁の考え方 |
|-----|--|--|
| 9 | <p>アームズ・レングス・ルールについて、中小・地域金融機関向けの監督指針では、これまで適切な検証に関する留意点は規定されていなかったが、今後は改正後の監督指針の留意点に基づき適切な検証が行われているか改めて確認を行い、必要に応じ当該体制を見直す必要が生じることになる。こうした作業には一定の期間を要するため、当該確認等を行っている間については、金融機関の規模・特性などに応じて適切かつ柔軟な運用に配慮いただきたい。</p> | <p>監督指針は、金融機関の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、監督指針の運用にあたっては、各金融機関の個別の状況等を十分に踏まえ、機械的・画一的な取扱いにならないよう配慮することとしています。</p> |
| 10 | <p>グループ会社と行う通常の軽微な取引に関して、自金融機関のルールに基づき取引を行う部署が直接アームズ・レングス・ルールに関する検証をしているが、改正監督指針適用後も同様の体制で差し支えないことを念のため確認したい。</p> | <p>本監督指針の改正では、銀行グループ内において取引を行う場合に、アームズ・レングス・ルールに違反していないかにつき金融機関において適切に検証を行うことを求めています。必ずしも新たな検証部署を設けることを求めるものではありません。</p> |